

# PRTR法の簡単な解説

大阪大学保全科学研究センター

## PRTR法の目的

化学物質をどれだけ排出したかを事業者が把握し、その量を公表することで、**事業者の自主管理の改善を促し、環境汚染を未然に防ぐことにある。**

## 対象化学物質

人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有する化学物質を対象とし、環境中に広く存在していると認められる「第一種指定化学物質」と、それほどは存在していないと見込まれる「第二種指定化学物質」が政令で指定されている。PRTR法では、第一種指定化学物質とそれを1%以上（特定第一種指定化学物質<sup>1)</sup>については0.1%以上）含有するものが対象となっている。「第一種指定化学物質」として354物質が指定され、このうち12物質が特定第一種指定化学物質である（別表参照）。

## 取扱量と対象事業所

- ・ 第一種指定化学物質の年間取扱量が1 t（当初の2年間は5 t）以上である事業所。
- ・ 特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5 t以上である事業所。

## 報告の対象となる排出・移動

報告の対象となる排出・移動には、大気、水域や土壌への排出、廃棄物としての移動、自ら行う廃棄物の管理型埋立処分、リサイクルのための廃棄物移動が含まれている。

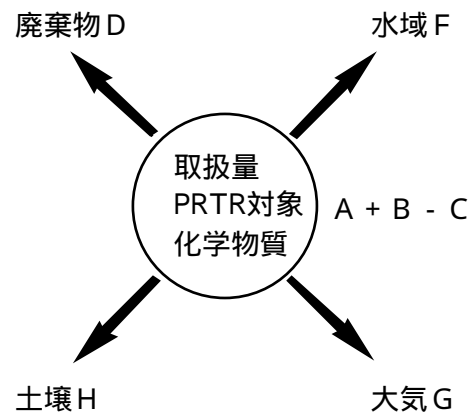
## 大阪大学における排出量・移動量の算出方法

「物質収支方式」を採用している。また本学では、豊中・吹田の各キャンパスがPRTR法の事業所に該当するため、各キャンパスごとに第一種指定化学物質の排出量・移動量を報告する必要がある。

各研究室等から集めるデータは以下の5種である。

- 年度初めの在庫量A (Kg)
- 年度中の購入量B (Kg)
- 年度末の在庫量C (Kg)
- 廃棄物への移動量D (Kg)
- 環境への最大潜在排出量  
 $E (Kg) = A + B - C - D$

化学物質の移動と排出には下図の4種がある。



環境への最大潜在排出量  
 $E = F + G + H$

(1) まず取扱量 (A + B - C) が1 t（特定の12物質では0.5 t）を超える物質を集計により選び出す。

(2) 水域への排出量Fを水使用量と排水分析値から求める。

(3) 土壌への排出をゼロとして、大気への排出量Gを求める。(G = E - F)

報告する値は、D、F、G、Hである。

## 罰則について

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合に20万円以下の過料に処することが定められている。

<sup>1)</sup> 特定第一種指定化学物質：石綿、エフロンナフト、カドミウム及びその化合物、6価クロム化合物、塩化ビニル、ダイオキシン類、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンジリテン=トリクロリド、ベンゼン、9-メチル-7H-70[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン（別名オキソリン）